

いんなみのりこの 小さな声と共に



大田原市議会 民生常任委員 広報広聴委員
大田原市未来創造戦略推進会議委員

ごあいさつ

美しかった満開の桜も終わり、初夏の風を感じる季節になりました。

市議として仕事を始めて早くも半年になろうとしています。

三月定例会は予算議会と云われ、今年度の予算を審議し議決する重要な議会でした。

平成28年度は、一般会計、特別会計を合わせると予算総額557億円に上り、過去最高額になりました。慎重に審議に臨み採決させて頂きました。

改めて市民の皆様の代弁者として、市政に参加することの責任の重大さを知り、もっと精進しなければならないと思いを新たにしたところです。

また、定例会の私の一般質問の日には、お忙しい中、沢山の方に傍聴にお越し頂きまして本当に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

次の定例会は、6月13日(月)から6月23日(木)まで開かれます。

次回も一般質問に立たせて頂く予定です。是非、傍聴にお越しください。

また、5月には九州長崎県方面への視察が予定されています。現在、隣県の熊本県は大地震でとても酷い状況が続いています。現地での様子をこの目で確認させてもらい、本当に必要とされている支援は何なのか、私たちが出来ること、しなければならないことは何なのか、しっかり見極めてきたいと思えます。

どうぞこれからも、いんなみのりこにみなさんの声をお聞かせいただき、市議として十分な働きが出来るようにご指導をよろしくお願いします。

本日はいんなみのりこ市政報告会にご参加いただき、本当にありがとうございました。

印南典子

いんなみのりこ 活動記録

(2月から4月)

- 2月 5日 同愛会 藍センター 子供離子慰問ライブ
- 2月 15日 全員協議会
広報広聴委員会(編集会議)
- 2月 29日 全員協議会
- 3月 7日 平成28年度第一回市議会定例会召集(本会議)
- 3月 9日 本会議
- 3月 10日 大田原中学校卒業式出席
本会議
- 3月 11日 本会議(いんなみのりこ一般質問)
- 3月 14日 民生常任委員会
- 3月 15日 予算審査特別委員会分科会
- 3月 16日 予算審査特別委員会全体会
- 3月 18日 紫塚小学校卒業式出席
- 3月 22日 本会議(議決)
全員協議会(議会だより5月号編集会議)
広報広聴委員会
- 3月 30日 那珂川北部漁協組合の鮎の稚魚放流視察
- 4月 9日 大田原さくら祭り
ふれあい音楽会参加(子供離子演奏)
- 4月 11日 大田原中学校入学式出席
- 4月 12日 紫塚小学校入学式出席
- 4月 13日 広報広聴委員会(議会だより5月号
編集会議、市議会市政報告会会議)
- 4月 15日 全員協議会
- 4月 16日 大田原屋台まつり 宵まつり参加
- 4月 17日 大田原屋台まつり 本まつり参加
(セレモニー)
- 4月 19日 第6回那須地区議員交流会
(視察・意見交換会)参加
- 4月 24日 第二回いんなみのりこ市政報告会開催

① 大田原市の意見公募手続き (パブリックコメント) について

きょうは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からちょうど5年目の日に当たります。連日新聞、テレビでは、あの日の記憶を呼び起こす痛ましいニュースが報道されています。この1,000年に1度とも言われるほどの大地震とその後起きた福島原発の事故により多くの方が犠牲になり、尊い命が失われてしまいました。この場をお借りして心からの哀悼の祈りをささげたいと思います。また、被災し家族や家を失い5年たった今日でも避難生活を余儀なくされている大勢の方がいらっしゃるというのも悲しくやりきれない現実でもあります。一日でも早い復興を願うばかりです。私たちの大田原市も例外ではなく多くの被害を受けました。道路や水道などのライフラインを初め、公共施設、文教施設、個人の住宅など、さまざまな施設や建物が損壊してしまいました。市役所本庁舎においても階段部分で崩落の危険性が確認されたほか、壁や柱など、各所に亀裂が生じ、建物の安全性の確保が困難なほどの被害を受け、使用不能に陥り、その後は仮設庁舎を整備するなどして、行政事務を行ってききましたが、複数の施設に分散しての窓口業務を初め、市民サービスの低下は否めない状況で、今後起こり得る災害に対する防災機能や災害対策本部機能の強化が本庁舎に求められる中、災害直後から本庁舎の修繕や建てかえ等、今後の整備方法について諮問機関等で話し合いが行われ、5年の歳月を経てこの3月には基本設計の策定がなされることとなりました。それにあわせて2月には、市ホームページでの意見公募、いわゆるパブリックコメント募集が期間15日間で行われました。パブリックコメントとは、市の基本的な計画や政策等を作成するに当たり、事前にその案を交渉し、広く市民の皆様からご意見をいただき、提出されたご意見を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられたご意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続のことを言います。また、その目的は、市の製作過程において、市民に対する説明責任を果たし、行政運営の公平性の確保と透明性の向上を図るとともに市民の主体的な市政参画を図り、市民と市との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とするところです。大田原市意見公募手続きの実施に関する要綱の提出期間は、計画等の公表の日から20日以上の間を目安として設けると思います。

以上のことを踏まえて、まず1、大田原市の意見公募手続き（パブリックコメント）についてお伺いします。



(1)、新庁舎整備に関するパブリックコメントの実施期間を含め、これまでに行われたパブリックコメントの実施期間を定める基準についてお伺いいたします。
(2)、近隣市町村の多くが国の定める行政手続法の意見公募期間に準じておおむね30日以上と定めているのに対し、大田原市がおおむね20日以内とありますが、これは以内ではなく以上の誤りです。と定めている根拠及び期間を短く定めて実施した効果についてお伺いいたします。

大田原市では、これまでパブリックコメントを実施していく際に、市で行う各種イベントでの紹介や広報やホームページへの掲載など、さまざまな方法で市民への情報発信と意見収集に努めてこられたことと理解しておりますが、その上で(3)、パブリックコメントに対する今後の取り組みについてお考えをお伺いします。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

質問事項の1、大田原市の意見公募手続き（パブリックコメント）についてのうち(1)、新庁舎整備に関するパブリックコメントの実施期間を含め、これまでに行われたパブリックコメントの実施期間を定める基準について伺いたいとのことにお答えいたします。大田原市における意見公募手続きにつきましては、平成23年10月に施行いたしました大田原市意見公募手続きの実施に関する要綱に基づき実施しておりますが、要綱第6条第1項におきまして、意見等の提出期間を公表の日から20日間以上の期間を目安として設けるとしております。これまで市のホームページで公表しております意見公募の案件は20件ございますが、そのうち16件の案件は、要望に定められた20日間以上の期間を設定して意見公募を行っております。また、残りの4件の案件がそれぞれ15日あるいは16日の意見公募期間でございましたが、計画策定の回答により関係機関あるいは公募委員等の意見集約が図られていること、また計画策定のスケジュールとの関係から意見等を提出するために必要と判断される期間を短縮して実施しているものでございます。ご質問にありました新庁舎に

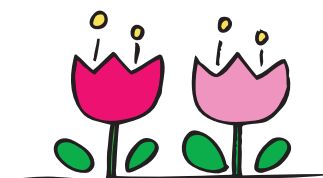
関するパブリックコメントにつきましては、基本設計を平成 28 年 3 月中に策定するために実施するもので、これまでの経緯と今後のスケジュール等を勘案して意見等を提出するために必要と判断される期間を 15 日間と設定いたしました。結果としまして、8 名 51 項目のご意見をいただいたところでございます。

次に、(2)、近隣市町村の多くが国の定める行政手続法の意見公募期間に準じておおむね 1 カ月以上と定めているのに対して、大田原市がおおむね 20 日間以上と定めている根拠及び期間を短く定めて実施した効果について伺いたいとのご質問にお答えいたします。意見提出期間を 30 日以上としている自治体が多く見られますが、大田原市におきましては要綱制定過程での町内での協議におきまして、効率的で適切な意見公募を行うのに必要と判断される期間を 20 日間以上としたものでございます。20 件の案件のうち 7 件の案件に意見が寄せられております。計画策定等に迅速に反映されておりますことから、おおむね効果的であると判断しております。

次に、(3)、パブリックコメントに対する今後の取り組みについて伺いたいとのご質問にお答えいたします。(1)のご質問でも申し上げましたが、大田原市意見公募手続の実施に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、今後ともタイムリーな政策形成に努めるとともに、ここに適正な意見等の提出期間を設定し、広く市民等の皆様からご意見をいただき、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図ってまいりたいと考えております。市民の皆様が主体的な参加により、なお一層市民の皆様と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇印南典子 議員◇

ご答弁ありがとうございました。市の 20 日以上の公募期間というのは、おおむね適正であったということですが、平成 23 年から 27 年に行われた 19 件のパブリックコメントの意見提出件数ですが、0 件が 11 件、お一人が 5 件、お二人が 1 件、3 人が 1 件、それと 8 名 1 団体というのが 1 件ございますが、ちなみにこれは震災の年の 10 月に行われた大田原市総合計画後期基本計画案に対するコメントで、コメントの全てが放射能対策に関するものです。これらの結果について数字の御感想とか、そういうのはいかがでしょうか。



◆佐藤英夫 総合政策部長◆

先ほど申し上げましたように市のおおむね 20 日間という設定につきましては、現状では適切かと思っておりますけれども、議員おっしゃったように実際の意見提出件数、その当時の件数については、少し少な目であるという印象を持っております。

◇印南典子 議員◇

私は、大変少ないのではないのかという感想を正直持っております。パブリックコメントの目的趣旨である行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るとともに市民の主体的な市政参画を図り、市民と市の協働によるまちづくりの推進の実現やより多くの市民の御意見をいただくためにも大田原市意見公募手続の実施に関する要綱の実施期間を 20 日以上から 30 日以上に改めようかと思っておりますが、いかがでしょうか。また、市民の意見をいただくというのは、市民に知恵を出してもらおうということは、これはまさに津久井市長のスローガンである知恵と愛のある郷土互恵のまちづくりそのものと考えますが、いかがでしょうか。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

お答えします。近隣の自治体で 30 日以上、1 カ月以上としているというのは議員がおっしゃるとおり行政手続法の意見公募手続の 1 カ月以上という期間を参考にされているというふうに考えております。ただ、行政手続法につきましては、実施期間が命令等を実施する場合、つまり国民の権利が一部制限されるような命令を出す場合の意見公募手続ということですので、若干市のほうが行っているパブリックコメントとしての趣旨は若干違うと思っております。要綱上 20 日以上を目安ということで、目安という言葉を使っておりますので、これまでも 20 日を少し超えた場合、あるいは逆に期間を短くした場合もありますけれども、それぞれの公募する案件の中身、それからその案件を公表するに至るまでのさまざまな経過によってそれぞれに積雪に判断するということですので、20 日が目安ですので、案件によってさらに長い期間を必要と判断する場合は長い期間で意見公募することも今の現在の要綱の中でできるというふうに判断しております。

◇印南典子 議員◇

(3) のパブリックコメントに対する今後の取り組みについて再度伺いますが、大田原市ではパブリックコメントを行うに当たり、その前に説明会とか討論会とか、そういったものを持たれたという経緯はございますか。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

1つの例で申し上げますと、平成23年11月に新庁舎の整備における基本的な構想、これに対するパブリックコメントを実施したのですけれども、説明会という形ではございませんけれども、市民の代表の方が入る検討委員会市民の代表の方の意見をいただく機会を設けました。それから、今回の新庁舎の基本設計に関するパブリックコメントにつきましても、まずその前段として昨年7月に定めた基本計画、これにつきましては計画策定後速やかに市民の皆様公表しています。それから、11月の産業文化祭におきまして、特設ブースを設けまして、新庁舎に関してのさまざまなご意見をいただくためのアンケートを実施しております。それから、今回の基本設計素案を策定する途中経過としましての新庁舎整備推進委員会、12月に1回、1月に1回、合計2回これまでに開催し、その会議の直後に会議の中身に平面図も含めまして、新庁舎の素案もあらかじめ市民の皆さんに諮問する形をとっている例がございます。

◇印南典子 議員◇

パブリックコメントに寄せられる意見の件数の少なさというのは、そういった事前の周知であるとか、市民の理解が少ないということが原因にあるようにも思えます。例えば大きな予算を伴う政策や市民の関心が高い案件に関しては、さまざまな考え方や立場の参加者が意見をまとめ、合意形成を行っていくためのワークショップやワールドカフェなどを開催するなどということが有効だと思いますが、いかがでしょうか。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

ただいま議員のおっしゃられたご意見につきまして、非常に重要なご意見だと思っておりますので、今後のパブリックコメントあるいは大きな政策の計画立案おりましたら、そういったご意見も参考にして今後対応してまいりたいと考えております。

◇印南典子 議員◇

ありがとうございます。その際にその会の場の流れをスムーズにしたり、参加者に配慮できるスキルを持つファシリテーターを配置するなどして工夫し、市民と行政側の職員がまざり合ってそれぞれの考えを寄せ合い、知恵を出し合うなどできれば、お互いに納得感が生まれ、今よりも多くのパブリックコメントが集まり市民と市との協働のまちづくりが実現できると思いますが、いかがでしょうか。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

ただいまの議員の御意見については、そのとおりだと考えております。参考まで今現在市の最上位計画であります総合計画を策定準備をしまして、4月以降審議会を開催します。その審議開催の前に今月中に公募委員を募集しますので、そういった形で重要な施策過程の中には、極力専門家の方も入れながら広く市民の方の意見を伺ってまいりたいと考えています。

◇印南典子 議員◇

ありがとうございました。ぜひそのように進めていていただきたいと思います。



② 地域おこし協力隊について

大田原市には、県内最多15名の地域おこし協力隊が活躍しています。総務省によれば地域おこし協力隊とは、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市、住民等を受け入れ、地域ブランド化や地場産品の開発、販売、プロモーション、都市住民の移住、交流支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図る。このような活動を通じて地域力の維持、強化を図っていくことを目的としているとありますが、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて地方自治体が対応できるということです。そこで大田原市における(1)、地域おこし協力隊の主旨と何を目的に活動する方たちなのかお伺いいたします。(2)、地域おこし協力隊に

する平成28年度予算と内容をお伺いします。

募集をしてもなかなか協力隊のなり手が見つからないというような自治体がある中で大田原市の協力隊に15名も来てくれたということは、手前みそかもしれませんが、ある意味大田原市が住んでみたい魅力のある町だと言えると思います。せっかく選んでくれたの



だから3年の任期が終わっても一人でも多くの隊員に
住み続けていただきたいのです。そのために(3)、地
域おこし協力隊に対する今後の市民への周知やサポ
ート体制についてお伺いします。よろしくお願ひします。

◆津久井富雄 市長◆

質問事項2、地域おこし協力隊についてのうち(1)、
地域おこし協力隊の主旨と何を目的に活動する方たち
なのかをお伺いしたいとのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が平成21年度から導入
した制度でありまして、人口減少や高齢化などが著し
く進む地方において、地方自治体が三大都市圏を初め
とする都市部の意欲のある住民の受け入れ、最長3年
間任用または委嘱をして地域興し活動の支援員や農林
漁業の応援、住民の生活支援等さまざまな地域協力活
動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を払
いながら地域の活性化に貢献してもらうことを目的と
するものでございます。活動内容等につきましては、
地方自治体が独自に要件を定めて募集を行うこととし
ており、具体的な在英支援といたしましては、1人当
たり隊員の報酬に要する経費として上限200万円、隊
員の住居、活動用車両に要する経費など活動費として
上限200万円の合計で上限400万円が国特別交付税と
して措置がされることとなっております。

本市の地域おこし協力隊の活動内容につきましては、
17番、前野良三議員の代表質問にお答えしたところで
ありますが、収納に向けた準備活動、中心市街地の活
性化、高齢者の支援、林業の振興、交流の場の創出に
関する活動等を行っております。

次に、(2)の地域おこし協力隊に対する平成28年
度予算と内容を伺いたいとのご質問にお答えをいたし
ます。平成28年度の地域おこし協力隊員に係る予算に
つきましては、合計で4,845万6千円となっております
して、主な内容といたしましては、隊員への事務報酬
といたしまして3,187万3千円、住居費などの活動経
費として745万円のほか、新たに地域おこし協力隊が
企画運営を行うイベントなどに対して助成を行う地域
おこし協力隊活動支援事業補助金といたしまして100
万円となっております。いずれの経費につきましても
特別交付税の対象費となっております。

次に、(3)、地域おこし協力隊に対する今後の市民
への周知やサポート体制について伺いたいとのご質問
にお答えをいたします。地域おこし協力隊に関する周
知に関しましては、これまでも市のホームページ、「広
報おおたわら」、新聞等で周知をしておりますが、
引き続きホームページ、「広報おおたわら」等による周
知を図っていくとともに17番、前野良三議員の代表質

問にお答えしましたとおりさらに広く市民の皆様方に
PRする方法を検討してまいります。

また、地域おこし協力隊のサポート体制につきまし
ては、これまでのそれぞれの隊員の活動に対しまして、
それぞれの市役所の担当課と情報を共有化し、円滑な
地域協力活動が行われるサポートしてまいりましたが、
今後も地域の方々にご理解をいただき、ご協力を得な
がら活動を展開し、任期終了後は大田原市に定住でき
るよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理
解をお願いいたします。

◇印南典子 議員◇

ご答弁ありがとうございました。まだ早い方で大田
原市に来て9カ月、遅い方で先月任命されたばかりと
いうことで地域おこし協力隊を知らない市民も多いで
すし、地域おこし協力隊という名称のイメージが先行
して、地域興しに協力するだけが仕事のように思われ
て、定住、定着へ向けての隊員個人の活動が見えにく
くなってきているように感じるという市民からの御意
見があります。その点についての活動はどのようになって
いるか、具体的に教えていただけませんか。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

市民の方への地域おこし協力隊の活動のPRにつつま
しては、7月におかれましては市政懇談会、そこで各地
区区長さんが集まった中でまずPRをしたのが最初です。
あと新聞取材を受けて新聞報道されている活動もござ
いますけれども、まだ十分ではないというふうに感じ
ておりますので、来月の広報で特集記事を設けまして、
15人もおりますので、広く隊員の活動状況、それから隊
員の活動目的、今後の方向性の特集記事を設けますと
ともに4月から各隊員が自分達の活動をリレー方式で毎月広報
に掲載することを計画しております。

◇印南典子 議員◇

市の広報での特集ということは私も考えておりました。
ぜひ進めていただきたいと思ひます。それと4月
には大田原市で県内トップを切って行われる屋台祭り
が行われます。その際に地域おこし協力隊のブースを
使ってお祭りに参加していただき、多くの市民の人に知
ってもらい、同時に協力隊は他県や他市からのお客様に
お祭会場をご案内したり、地元のお店を御紹介したり
するというところを行ったりとかするようなことをしま
すと、触接的に市民に町おこしに寄与しているとい
うことが伝わっていいのではないと思ひますが、いか
がでしょうか。

◆佐藤英夫 総合政策部長◆

地域おこし協力隊の隊員につきましては、これまでさまざまな市が主催するイベントあるいは地域で行われるイベントに主体的に参加していただいておりますけれども、今議員から御提案いただきましたので、春の屋台祭りにつきましても実行委員の皆さんと協議しながら極力積極的に参加できる方向で検討してまいりたいと考えています。

◇印南典子 議員◇

ありがとうございます。地域おこし協力隊も大田原市の地域興し活動に協力してくれ、市民の彼らの活動を応援する、一方通行ではなくて双方向の関係をつくって活動して、大田原市が今よりも活性化していくことを希望して私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。



秩父市まつり会館
視察
大田原にもほしい
(*^^*)



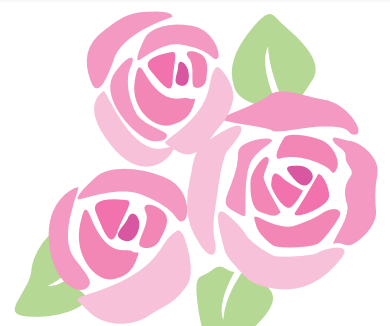
鮎放流視察
元気に育って！



広報広聴
委員会



第6回那須地区議員
交流会
hikari no cafe 蜂巢小
珈琲店



2016年4月24日発行

いんなみのりこと共に歩む会

いんなみのりこと共に歩む会会長 二見令子

事務所：大田原市町島 200-39

TEL：080-5697-8581

<http://innami-noriko.info/>

